

当会会員の刑事事件判決についての会長談話

2022（令和4）年10月11日

東京弁護士会 会長 伊井 和彦

10月7日、当会永井博也会員が、業務上横領の罪で懲役7年の実刑判決を受けました。

判決で認定された事実は、依頼者からの預り金1億6700万円を横領したというもので、弁護士に対する市民の信頼を著しく損ねるものであることは言うまでもありません。

当会は、2013年、預り金等の取扱いに関する会規を制定し、会員による預り金の取扱いの適正を図るとともに、市民窓口に寄せられる情報などから預り金をめぐる不祥事の早期発見に努め、その根絶を期してまいりました。にもかかわらず、このような由々しき事態が生じたことを厳粛に受け止めております。

本判決を受けて、当会は、弁護士不祥事の根絶と弁護士に対する市民の信頼確保のため、さらに全力で取り組む決意です。

以上